

## ご存じですか？教育貸付けの対象となる教育機関の範囲が拡大されています！

貸付 担当  
☎06-6941-2865

かねてより要望のあった「私立の小・中学校に子を通わせたいので、学費等の貸付けを受けたい」といった組合員の皆さまの声にお応えし、令和4年7月1日から、教育貸付けの対象となる学校の範囲が小・中学校等まで拡大されました。

貸付申込については、大阪支部のホームページをご覧ください。

HP   → こんな時ガイド「資金を必要とするとき」



## 貸付関連スケジュール

貸付 担当  
☎06-6941-2865

10月下旬	11月1日～30日	1月中旬
住宅貸付の「年末残高等証明書」送付	一部繰上償還申出受付 (毎年5月・11月受付)	住宅貸付の「年末残高等証明書」送付
貸付け2年目以降の証明書 (年末調整用)	申出用紙や申出方法等は支部ホームページをご覧ください。	令和5年1月～12月貸付けの証明書(確定申告用)

※ 住宅貸付の「年末残高等証明書」は、一定の要件を満たす住宅貸付をご利用の方に、所属所経由で送付します。(年末調整、確定申告については税務署にお尋ねください。)

## トレーニング施設の利用助成について

健康・福祉 担当  
☎06-6941-3991

組合員とその被扶養者(原則16歳以上)を対象に、『東急スポーツオアシス』及び『コナミスポーツクラブ』の2社で、トレーニング施設利用助成事業を行っています。

### 利用方法

- 初回利用時：各店舗の窓口で「組合員証」又は「被扶養者証」を提示し、「法人会員証」の発行を受けてください。
- 2回目以降：「法人会員証」を提示し利用料金を支払うことで、各施設を利用できます。  
※東急スポーツオアシスでは、利用の都度、「組合員証」又は「被扶養者証」の提示が必要です。  
※コナミスポーツクラブでは、利用の都度、「組合員証」又は「被扶養者証」を持参ください。  
(利用の際、提示を求められる場合があります。)
- 組合員資格を喪失された場合、助成の対象外となりますので、「法人会員証」を各施設の窓口に返還し、必要な手続きを行ってください。

詳しくは、大阪支部ホームページをご覧ください。

HP   → 厚生サービスを利用する → トレーニング施設を利用するとき  
→ トレーニング施設利用補助

